

平成 23 年度 法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁



e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

23年 6 月改正法	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）
23年 3 月改正法	国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成23年法律第12号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第196号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第30号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年財務省令第35号）
法	23年 6 月改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	23年 6 月改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
旧法	23年 6 月改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法	23年 6 月改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
総合特区法	総合特別区域法（平成23年法律第81号）

（注）この説明書は、平成23年 7 月 8 日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I 雇用促進税制の創設	1
II 環境関連投資促進税制の創設	4
III 国際戦略総合特別区域に係る税制の創設	
1 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	7
2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	10
IV 認定研究開発事業法人等の課税の特例の創設	12
V 中小企業者等の法人税率の特例の延長	14
VI その他主要な改正事項	
1 棚卸資産の切放し低価法の廃止	15
2 仮決算をした場合の中間申告書の提出に係る見直し	15
3 清算中法人等の株式等に係る評価損の損金不算入	16
4 複数の大法人の100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し	16
VII その他の改正	
1 減価償却制度に関する改正	18
2 税額の計算に関する改正	24
3 準備金制度に関する改正	25
4 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正	25
5 国際課税に関する改正	28
6 その他の改正	30

【この説明書の構成等について】

- この説明書では、平成23年6月30日に公布・施行された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により改正された法人税関係の法令の概要について説明しています。
- このうち主要な改正項目を「I 雇用促進税制の創設」から「VI その他主要な改正事項」までに大区分した上で、その大区分の順に沿って説明しています。
- 大区分の中に主要な改正項目などのトピックスがある場合には、大区分をさらに「1 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」といった中区分に区分し、その中区分ごとに説明しています。
- それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要についてイメージ図や算式等を交えています。また、[申告に当たっての注意点]を設け、措置の適用を受けることのできる法人、適用を受けるための要件、申告や申請等の手続等の主な注意点を説明するとともに、[適用時期]において、措置の適用関係について説明しています。
- 主要な改正項目以外の改正事項について、「VII その他の改正」において表形式により説明しています。
表のうち、改正の内容については、それぞれの改正事項ごとに、①制度の適用を受けるための要件や制度の適用を受ける場合に適用される償却率等の主な改正点と、②制度の適用期限の延長（又は廃止）に関する改正点とに区分し、下記の【説明例】のとおり記載していますので、ご注意ください。
なお、制度の適用期限の延長に関する改正点については、次のように整理しています。

（制度の適用期限の延長に関する改正点について）

平成23年の3月の税制改正においては、租税特別措置法（法人税関係）のうち適用期限が平成23年3月31日をもって終了する全ての制度について、平成23年3月にその適用期限を同年6月30日まで3ヶ月延長する改正が行われ、このうち、制度が廃止とされたもの以外については、平成23年6月の税制改正において、さらにその適用期限を延長する改正が行われています。

この説明書では、平成23年3月の改正に係る説明を省略し、2つの改正が行われた結果、適用期限がいつまで延長されたのかを記載することとしています。

【説明例】

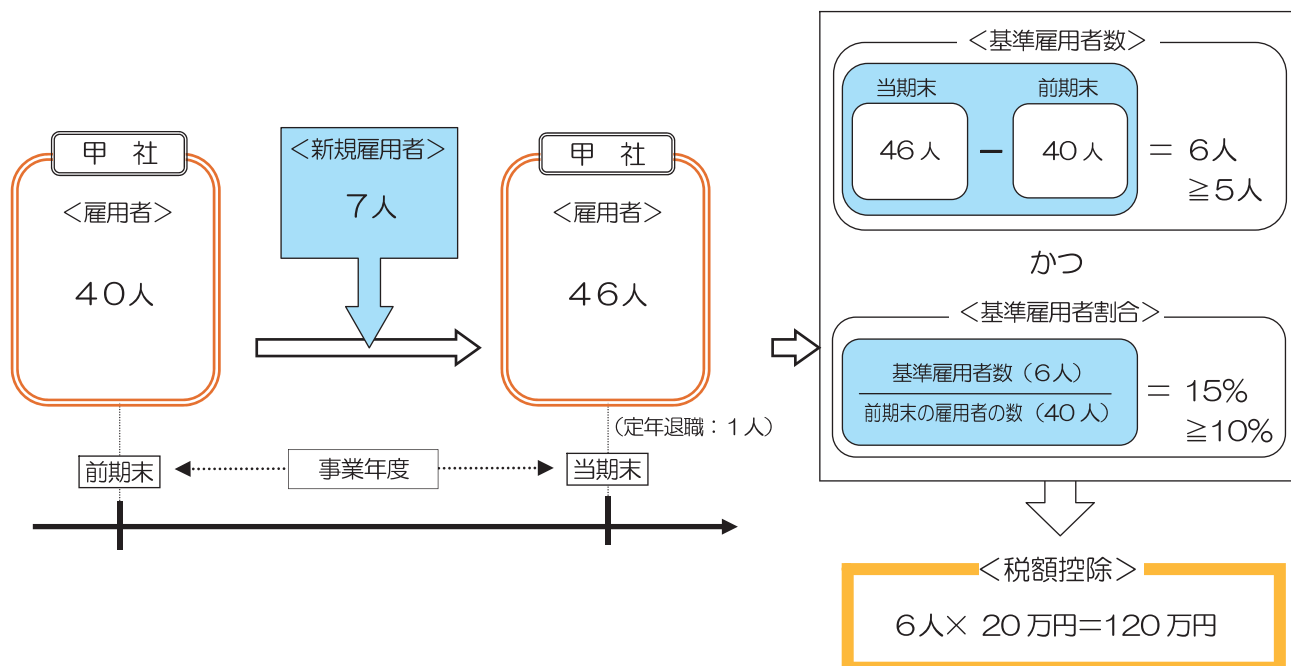
改正事項	改正の内容	適用時期等
(11) 共同利用施設の特別償却（措法44の3①、68の24①、平成23年6月改正法附則53④、68④） （措法44の3①、68の24①）	○ 共同利用施設に係る特別償却率が6%（改正前8%）に引き下げられました。 ○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	平23.6.30以後に取得等をする共同利用施設について適用され、同日前に取得等をした共同利用施設については、従来どおり適用されます。 —

I 雇用促進税制の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人が、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、当期末の雇用者*1 の数が前期末の雇用者の数に比して 5 人以上（中小企業者等*2 については 2 人以上）及び 10% 以上増加していることにつき証明がされるなど一定の場合に該当するときは、20 万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとされました。ただし、当期の法人税額の 10%（中小企業者等については 20%）相当額が限度とされています（措法 42 の 12）。

《イメージ図》



○ 適用要件

この制度の適用を受けるためには、次の①から⑤までの要件を全て満たしていることが必要です（措法 42 の 12①②、措令 27 の 12③、措規 20 の 7②）。

① 前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと。

② 基準雇用者数 ≥ 5 人（中小企業者等については 2 人）

基準雇用者数とは、次の算式により計算した数をいいます。

$$\text{基準雇用者数} = \text{当期末の雇用者の数} - \text{前期末の雇用者の数}$$

③ 基準雇用者割合 ≥ 10%

基準雇用者割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{基準雇用者割合} = \frac{\text{基準雇用者数}}{\text{前期末の雇用者の数}}$$

④ 給与等支給額 ≥ 比較給与等支給額

イ 給与等支給額とは、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等（雇用者に対し

て支給するものに限られます。)の支給額をいいます。

ロ 比較給与等支給額とは、次の算式により計算した額をいいます。

比較給与等支給額

$$= \text{前期の給与等の支給額} + (\text{前期の給与等の支給額} \times \text{基準雇用者割合} \times 30\%)$$

⑤ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業（一定の事業を除きます。）を行っていること。

(注1) 前期とは、当期開始の日前一年以内に開始した各事業年度をいいます。

(注2) ④について、前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、所要の調整が必要です（措法42の12②七）。

○ 税額控除限度額の計算

この制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の12①②）。

(算 式)

$$\text{税額控除限度額} = \text{基準雇用者数} \times 20 \text{ 万円}$$

(当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）相当額を限度)

申告に当たっての注意点

《税額控除》

イ この制度の適用を受けるためには、公共職業安定所に雇用促進計画の提出を行い、都道府県労働局又は公共職業安定所で上記適用要件の①から③までの要件について確認を受け、その際交付される雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写しを確定申告書に添付する必要があります（措法42の12①、措令27の12①②、措規20の7①）。

(注) 上記雇用促進計画は、平成23年8月1日から公共職業安定所で提出の受付が開始されます。

雇用促進計画の提出に係る様式や手続方法等については、厚生労働省のホームページをご覧ください（平成23年7月下旬掲載予定）、所轄の公共職業安定所へお尋ねください。

ロ 次の事業年度については、この制度の適用がないこととされています（措法42の12①②一）。

(イ) 設立（合併による設立を除きます。）の日を含む事業年度

(ロ) 解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度

(ハ) 清算中の各事業年度

ハ この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法42の12④）。

《連結納税制度》

ニ 連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の2、措令39の45の2、措規22の29）。

【用語説明】

(雇用者)

*1 この制度における雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険の一般被保険者であるものをいい、使用

人から役員の特殊関係者及び使用人兼務役員は除かれます（措法 42 の 12②二、措令 27 の 12⑤）。

なお、役員の特殊関係者とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 役員の子族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 上記①②以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ④ 上記②③の者と生計を一にするこれらの者の親族

（中小企業者等）

*2 中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等をいいます。次の「Ⅱ 環境関連投資促進税制の創設」において同じです。

なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます（措法 42 の 4⑥⑫五六、措令 27 の 4⑩）。

- ① 発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）の所有に属している法人
- ② ①のほか、発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

〔適用時期〕

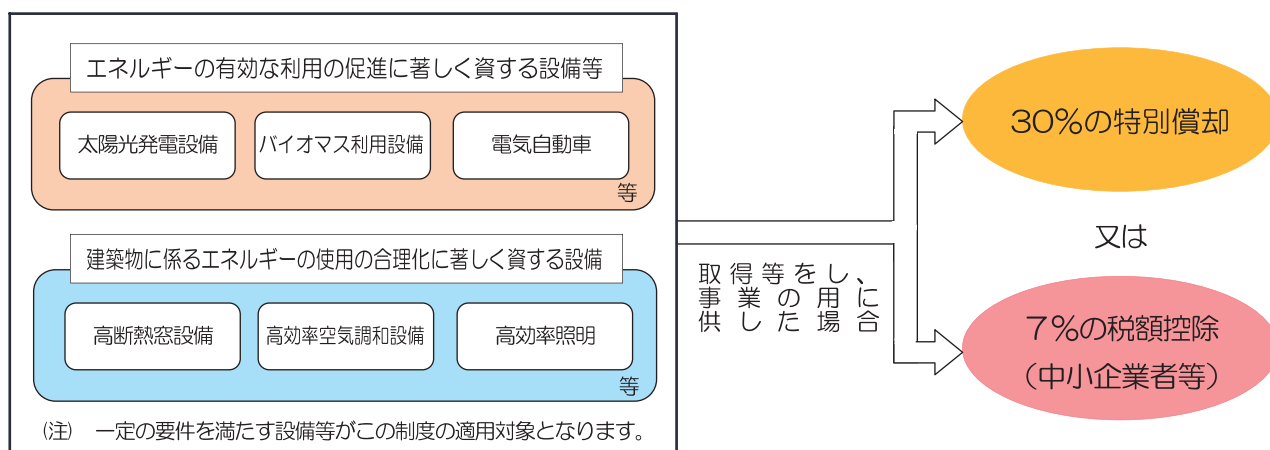
平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 23 年 6 月 30 日前に終了する事業年度を除きます。）分の法人税について適用されます（23 年 6 月改正法附則 50、67）。

Ⅱ 環境関連投資促進税制の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人が、平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から 1 年以内に事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の 30%相当額の特別償却（中小企業者等については、7%相当額の特別税額控除との選択適用）ができることとされました。ただし、特別税額控除については、当期の法人税額の 20%相当額を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとされました（措法 42 の 5 の 2）。

《イメージ図》



○ エネルギー環境負荷低減推進設備等

この制度の適用対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等とは、次に掲げる減価償却資産で、その取得又は製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものをいいます（措法 42 の 5 の 2 ①）。

イ エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもの

適用対象資産	具体例
① 新エネルギー利用設備等（措法 42 の 5 の 2 ①一イ、措令 27 の 5 の 2 ①、平 23 財務省告示第 219 号一）	太陽光発電設備、風力発電設備、水熱利用設備、雪氷熱利用設備、バイオマス利用装置
② 二酸化炭素排出抑制設備等（①に該当するものを除きます。）（措法 42 の 5 の 2 ①一ロ、措令 27 の 5 の 2 ②、平 23 財務省告示第 219 号二）	熱併給型動力発生装置、コンバインドサイクル発電ガスタービン、高効率配線設備、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式工業炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備、ガス冷房装置、高効率型電動熱源機

ロ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもの

適用対象資産	具体例
① エネルギー使用合理化設備（措法 42 の 5 の 2 ①二イ、措令 27 の 5 の 2 ③、平 23 財務省告示第 219 号三）	高断熱窓設備、高効率空調設備、高効率機械換気設備、照明設備
② エネルギー使用制御設備（措法 42 の 5 の 2 ①二ロ、措令 27 の 5 の 2 ④、平 23 財務省告示第 219 号四）	測定装置、中継装置、アクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター、電子計算機

（注）上記ロの①及び②の設備については、適用対象資産の全てを同時に設置することが必要とされて

います（措法 42 の 5 の 2 ①二、措令 27 の 5 の 2 ③④、措規 20 の 2 の 2 ①）。

○ 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算されます（措法 42 の 5 の 2 ①）。

（算 式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額} \times 30\%$$

○ 税額控除限度額の計算

中小企業者等が選択適用できるこの制度による税額控除限度額は、次の算式により計算されます（措法 42 の 5 の 2 ②）。

（算 式）

$$\text{税額控除限度額} = \text{エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額} \times 7\%$$

（当期の法人税額の 20%相当額を限度）

○ 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告法人が、その事業年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度においてこの税額控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額を限度として、法人税額から控除することができることとされています（措法 42 の 5 の 2 ③④）。

申告に当たっての注意点

《特別償却・税額控除共通》

イ 次の場合には、この制度の適用を受けることはできません（措法 42 の 5 の 2 ①）。

(イ) 新エネルギー利用設備等又は二酸化炭素排出抑制設備等を貸付けの用に供した場合

(ロ) 新エネルギー利用設備等を電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業の用に供した場合

(ハ) エネルギー使用合理化設備又はエネルギー使用制御設備を住宅の用に供した場合

ロ エネルギー使用合理化設備は、その設備が設置された建築物が一定の基準を満たすものであることについて、その建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第 74 条第 1 項に規定する所管行政官庁が確認した旨の証明書類を確定申告書又は仮決算による中間申告書に添付する必要があります（措令 27 の 5 の 2 ⑤⑥、措規 20 の 2 の 2 ②一）。

ハ エネルギー使用制御設備は、その設備が設置される建築物が一定の基準を満たすものであることについて、経済産業大臣が確認した旨の証明書類を確定申告書又は仮決算による中間申告書に添付する必要があります（措令 27 の 5 の 2 ⑤⑥、措規 20 の 2 の 2 ②二）。

《特別償却》

ニ 本制度の対象設備のうち、租税特別措置法第 42 条の 5（《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却》）の対象設備に該当するものは、23 年 3 月改正法及び 23 年 6 月改正法で適用期限が延長された同条第 6 項に規定する即時償却制度の適用を受けることができます（措法

42 の 5 ⑥、68 の 10 ⑥、措令 27 の 5、39 の 40)。

ホ 法人が所有権移転外リース取引(法人税法施行令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。)により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、特別償却の規定を適用しないこととされています(措法 42 の 5 ⑧、42 の 5 の 2 ⑥、措令 27 の 5 ⑫)。

ヘ 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります(措法 42 の 5 の 2 ⑦)。

《税額控除》

ト 租税特別措置法第 42 条の 5 第 2 項《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定により、エネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した事業年度の法人税額から控除される金額がある場合には、当期の法人税額の 20%相当額からその金額を控除した残額が、その控除の限度額となります(措法 42 の 5 の 2 ②)。

チ 税額控除の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります(措法 42 の 5 の 2 ⑧)。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

リ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受ける事業年度において、次の(イ)又は(ロ)の金額がある場合には、当期の法人税額の 20%相当額からこれらの金額を控除した残額が、その控除の限度額となります(措法 42 の 5 の 2 ③)。

(イ) その事業年度において事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき租税特別措置法第 42 条の 5 の 2 第 2 項の規定によりその事業年度の法人税額から控除される金額

(ロ) 租税特別措置法第 42 条の 5 第 2 項又は第 3 項の規定によりその事業年度の法人税額から控除される金額

ヌ 繰越税額控除限度超過額の控除の規定の適用を受けるためには、エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、この制度を適用する事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書に控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります(措法 42 の 5 の 2 ⑨)。

《連結納税制度》

ル 連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法 68 の 10 の 2、措令 39 の 40 の 2、措規 22 の 23 の 3)。

〔適用時期〕

平成 23 年 6 月 30 日以後に取得等をするエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用されます(23 年 6 月改正法附則 51、65)。

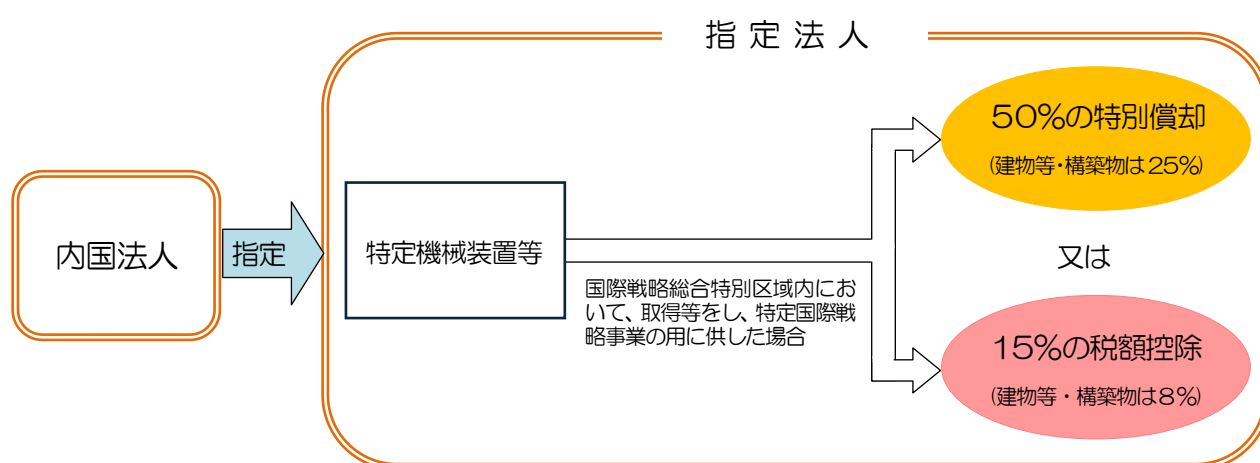
Ⅲ 国際戦略総合特別区域に係る税制の創設

1 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で、総合特別区域法に規定する指定法人*1 が、同法の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、国際戦略総合特別区域*2 内において、特定機械装置等の取得等をして、認定国際戦略総合特別区域計画*3 に定められた特定国際戦略事業*4 の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度においてその特定機械装置等の取得価額の 50%（建物等及び構築物は 25%）相当額の特別償却と 15%（建物等及び構築物は 8%）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとされました。ただし、特別税額控除については、当期の法人税額の 20%相当額を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとされました（措法 42 の 11）。

《イメージ図》



○ 特定機械装置等

この制度の対象となる特定機械装置等とは、次の資産の区分に応じ、それぞれに掲げる金額以上のものをいいます（措法 42 の 11①、措令 27 の 11①）。

- ① 機械及び装置……一台又は一基の取得価額が 2,000 万円以上
- ② 建物及びその附属設備（以下「建物等」といいます。）並びに構築物……一の建物等及び構築物の取得価額が 1 億円以上

○ 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 11①）。

（算 式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

上記算式の特別償却割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

特定機械装置等の種類	特別償却割合
機械及び装置	50%
建物等及び構築物	25%

○ 税額控除限度額の計算

この制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 11②）。

（算 式）

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times \text{税額控除割合}$$

（当期の法人税額の 20%相当額を限度）

上記算式の税額控除割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

特定機械装置等の種類	税額控除割合
機械及び装置	15%
建物等及び構築物	8%

○ 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告法人が、その事業年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度においてこの税額控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額を限度として、法人税額から控除することができることとされています（措法 42 の 11③④）。

申告に当たっての注意点

《特別償却・税額控除共通》

イ 特定機械装置等を貸付けの用に供した場合には、この制度の適用を受けることはできません（措法 42 の 11①）。

《特別償却》

ロ 法人が所有権移転外リース取引（法人税法施行令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定機械装置等については、特別償却の規定を適用しないこととされています（措法 42 の 11⑥）。

ハ 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措法 42 の 11⑦）。

《税額控除》

ニ 税額控除の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 11⑧）。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

ホ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受ける事業年度において、特定国際戦略事業の用に供した特定機械装置等につき租税特別措置法第 42 条の 11 第 2 項の規定によりその事業年度の法人税額から控除される金額がある場合には、当期の法人税額の 20%相当額からその金額を控除した残額が、その控除の限度額となります（措法 42 の 11③）。

ヘ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、特定機械装置等を事業の用に供した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、

この規定を適用する事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書にその控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 11⑨）。

《連結納税制度》

ト 連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15、措令 39 の 45）。

【用語説明】

（指定法人）

- *1 指定法人とは、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている事業を実施する法人として認定地方公共団体（内閣総理大臣に指定を受けた地方公共団体をいいます。以下この説明書において同じです。）の指定を受けた法人をいいます（総合特区法 26①）。

（国際戦略総合特別区域）

- *2 国際戦略総合特別区域とは、総合特別区域基本方針に適合することなどの基準に適合するものとして、内閣総理大臣に指定された区域をいいます（以下この説明書において同じです。）（総合特区法 8 ①）。

（認定国際戦略総合特別区域計画）

- *3 認定国際戦略総合特別区域計画とは、総合特別区域基本方針と国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即している当該区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画として内閣総理大臣の認定を受けたものをいいます（以下この説明書において同じです。）（総合特区法 12①⑩）。

（特定国際戦略事業）

- *4 特定国際戦略事業とは、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた次のイ又はロの事業をいいます（措法 42 の 11①、総合特区法 26①）。

イ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資するものとされる一定の事業（ロに掲げるものを除きます。）

ロ イの事業であって地方公共団体が当該事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずる一定の事業

【適用時期】

総合特別区域法の施行の日以後に取得等をする特定機械装置等について適用されます（23 年 6 月改正法附則 1 十一、52、66、改正措令附則 1 七）。

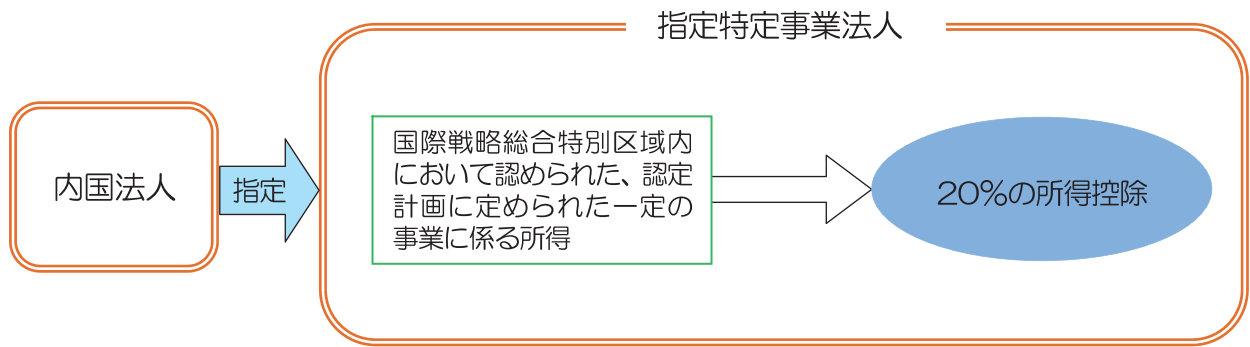
なお、総合特別区域法は、公布の日（平成 23 年 6 月 29 日）から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（総合特区法附則 1）。

2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で、各事業年度終了の日において総合特別区域法の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に指定特定事業法人*に該当するものが、その指定の日から同日以後 5 年を経過する日までの期間内に終了する事業年度において、国際戦略総合特別区域内においてその指定に係る認定国際戦略総合特別区域計画に定められた一定の事業を行う場合には、その事業に係る所得の金額（軽減対象所得金額）の 20%を損金の額に算入すること（所得控除）ができることとされました（措法 60 の 2）。

《イメージ図》



○ 適用対象事業

この制度の対象となる事業は、国際戦略総合特別区域内において行われるその法人の指定に係る総合特別区域法第 27 条第 1 項の事業で、同法第 20 条から第 23 条までに規定するその特区に認められた規制の特例措置等の適用を受けて行われる一定の事業をいいます（措法 60 の 2 ①、措令 36 の 2 ②、総合特区法 2 ④、27 ①）。

○ 損金算入額の計算

この制度により損金の額に算入される額は、次の算式により計算します（措法 60 の 2 ①）。

$$\text{（算 式）} \\ \text{損金算入額} = \text{軽減対象所得金額に相当する金額} \times 20\%$$

上記算式の軽減対象所得金額とは、適用対象事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額をいい、その金額がその事業年度分の所得の金額（全所得金額）を超える場合には、その全所得金額に相当する金額が限度とされます（措令 36 の 2 ③）。

申告に当たっての注意点

《所得控除》

イ この制度の適用を受ける場合には、上記「1 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の制度又は下記「IV 認定研究開発事業法人等の課税の特例の創設」の制度の適用を受けることはできません（措法 60 の 2 ①）。

ロ 所得控除の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に損金の額に算入される金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 60 の 2 ②）。

《連結納税制度》

ハ 連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 63 の 2、措令 39 の 90 の 2）。

【用語説明】

（指定特定事業法人）

- * 指定特定事業法人とは、専ら国際戦略総合特別区域内において認定国際戦略総合特別区域計画に定められている事業を実施する法人で、国際戦略総合特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることなどの要件に該当するものとして認定地方公共団体の指定を受けた法人をいいます（総合特区法 27①）。

〔適用時期〕

総合特別区域法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（23 年 6 月改正法 附則 1 十一、54、69、改正措令附則 1 七）。

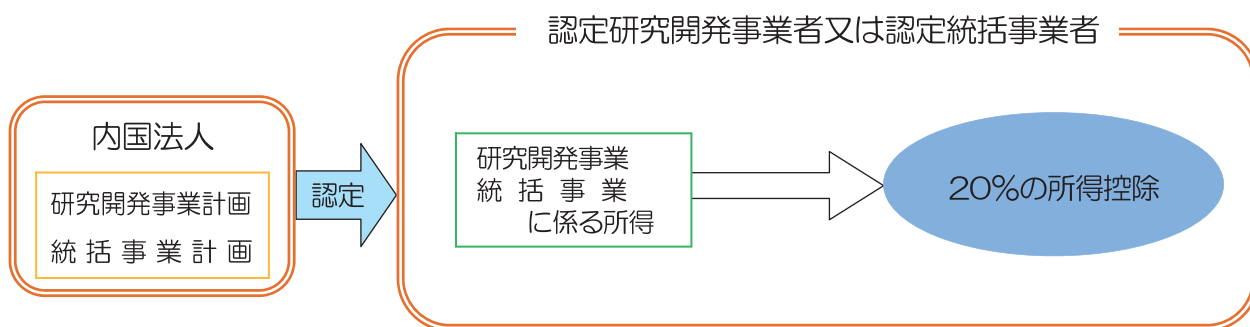
なお、総合特別区域法は、公布の日（平成 23 年 6 月 29 日）から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（総合特区法附則 1）。

IV 認定研究開発事業法人等の課税の特例の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で、各事業年度終了の日において特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に研究開発事業計画*1 又は統括事業計画*2 の認定を受けた同法第 11 条第 1 項に規定する認定研究開発事業者又は認定統括事業者にあたるものが、これらの認定の日から同日後 5 年を経過する日までの期間内に終了する事業年度において、研究開発事業*3 又は統括事業*4 を行う場合には、これらの事業に係る所得の金額（軽減対象所得金額）の 20% を損金の額に算入すること（所得控除）ができることとされました（措法 60 の 3）。

《イメージ図》



○ 損金算入額の計算

この制度により損金の額に算入される額は、次の算式により計算します（措法 60 の 3 ①）。

（算 式）

$$\text{損金算入額} = \text{軽減対象所得金額に相当する金額} \times 20\%$$

上記算式の軽減対象所得金額とは、次の①又は②の事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額をいい、その金額がその事業年度分の所得の金額（全所得金額）を超える場合には、その全所得金額に相当する金額が限度とされます（措令 36 の 3 ①②）。

- ① 研究開発事業計画に記載された研究開発事業
- ② 統括事業計画に記載された統括事業

申告に当たっての注意点

《所得控除》

イ 青色申告法人で平成 26 年 3 月 31 日までに特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法に規定する次に掲げる計画の認定を受けた者によりその計画に従って設立された次の法人が、この制度の適用を受けることができます（措法 60 の 3 ①）。

認定を受ける計画	適用対象法人	根拠法令
研究開発事業計画	認定研究開発事業法人 （認定研究開発事業者）	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法 2 ③、4 ①、11 ①
統括事業計画	認定統括事業法人 （認定統括事業者）	同法 2 ④、6 ①、11 ①

ロ この制度の適用を受ける事業年度においては、上記「Ⅲ 国際戦略総合特別区域に係る税制の

創設」の「1 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の制度の適用を受けることはできません。

また、認定研究開発事業法人は、この制度の適用を受ける事業年度においては、租税特別措置法第 42 条の 4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) の規定の適用を受けることができません (措法 60 の 3 ①)。

ハ 所得控除の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に損金の額に算入される金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります (措法 60 の 3 ②)。

《連結納税制度》

ニ 連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています (措法 68 の 63 の 3、措令 39 の 90 の 3)。

【用語説明】

(研究開発事業計画)

*1 研究開発事業計画とは、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項に規定する研究開発事業に関する計画をいいます。

(統括事業計画)

*2 統括事業計画とは、同法第 6 条第 1 項に規定する統括事業に関する計画をいいます。

(研究開発事業)

*3 研究開発事業とは、同法第 2 条第 3 項に規定する事業をいいます。

(統括事業)

*4 統括事業とは、同法第 2 条第 4 項に規定する事業をいいます。

〔適用時期〕

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます (23 年 6 月改正法附則 1 十、55、70、改正措令附則 1 六)。

なお、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案は平成 23 年 7 月 8 日現在、国会において審議中です。

V 中小企業者等の法人税率の特例の延長

〔制度の概要〕

中小企業者等(租税特別措置法第42条の3の2の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等をいい、法人税法第66条第6項各号及び同法第143条第5項各号に掲げる法人を除きます。)の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率については22%から18%に引き下げられています。また、連結納税制度においても、中小企業者等(協同組合等又は特定医療法人を除きます。)が連結親法人である場合の税率については単体制度と同様に、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率については年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が23%から19%に引き下げられています(旧措法42の3の2、68の8)。

〔改正の内容〕

中小企業者等の法人税率の特例について、23年3月改正法により適用期限が平成23年6月30日までの間に終了する各事業年度まで3ヶ月延長され、23年6月改正法によりその適用期限(平成23年6月30日)が平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度まで9ヶ月延長されました(措法42の3の2、68の8)。

なお、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度の税率は、従来どおり法人及び所得の金額の区分に応じ次のとおりとなっています。

区 分			税 率
な 普 い 通 社 法 人 等 ・ 人 格 の	中小法人等又は 人格のない社団等 (措法42の3の2①一)	年800万円以下の部分	18%
		年800万円超の部分	30%
	中小法人等以外の法人及び相互会社		30%
一般社団法人等及び公益法人 等とみなされている法人 (措法42の3の2①二)		年800万円以下の部分	18%
		年800万円超の部分	30%
公益法人等 (措法42の3の2①三)		年800万円以下の部分	18%
		年800万円超の部分	22%
協同組合等 (措法42の3の2①三、②)		年800万円以下の部分	18% (19%)
		年800万円超の部分	22% (23%)
		特定の協同組合等の 年10億円超の部分	26%
特定医療法人 (措法42の3の2①四)		年800万円以下の部分	18% (19%)
		年800万円超の部分	22% (23%)

(注) 表中のかっこ書きは、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率を表します(法81の12、措法68の100)。

VI その他主要な改正事項

1 棚卸資産の切放し低価法の廃止

〔制度の概要〕

法人が各事業年度終了の時ににおいて有する棚卸資産の価額は、時価の下落について評価損を計上しない原価法と評価損を計上する低価法のいずれかの方法により評価した金額となります。

このうち、低価法については翌期首において評価損に相当する金額の戻入れ益を計上するいわゆる洗替え低価法と戻入れ益を計上しないいわゆる切放し低価法のいずれかの方法によることとされています（法 29②、旧法令 28①②）。

〔改正の内容〕

棚卸資産の評価について、低価法のうちいわゆる切放し低価法が廃止されました（法令 28）。

なお、連結納税制度においても、同様の措置が講じられています（法 81 の 3）。

〔適用時期〕

平成 23 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度（平成 23 年 4 月 1 日以後に開始し、かつ、平成 23 年 6 月 30 日前に終了した事業年度を含みます。）における期末棚卸資産の評価額の計算については、従来どおり適用されます。なお、平成 23 年 4 月 1 日以後に開始し、かつ、平成 23 年 6 月 30 日以後最初に終了する事業年度の直前の事業年度において切放し低価法の規定の適用を受けていた棚卸資産の平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度（平成 23 年 6 月 30 日前に終了する事業年度を除きます。）終了の時ににおける評価額の計算については、当該棚卸資産は、その法人が当該棚卸資産を当該直前の事業年度終了の時ににおける評価額により取得したものとみなされます（改正法令附則 5 ①②）。

2 仮決算をした場合の中間申告書の提出に係る見直し

〔制度の概要〕

普通法人は、その事業年度（一定のものを除きます。）が 6 月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内に、前期基準額（前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに 6 を乗じて計算した金額をいいます。以下同じです。）などの所定の事項を記載した申告書（以下「中間申告書」といいます。）を提出することとされています（法 71①、81 の 20①）。

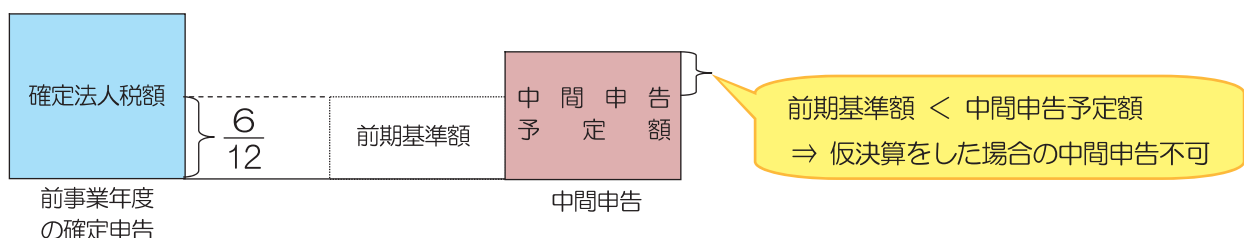
なお、この中間申告書を提出すべき法人（一定の法人を除きます。）が当該事業年度開始の日以後 6 月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、中間申告書に代えて、当該所得の金額又は欠損金額などの所定の金額を記載した申告書（以下「仮決算をした場合の中間申告書」といいます。）を提出することができることとされています（法 72①、81 の 21①）。

〔改正の内容〕

仮決算をした場合の中間申告書は、①仮決算をした場合の中間申告書に記載すべき法人税の額（以下「中間申告予定額」といいます。）が前期基準額を超える場合及び②前期基準額が 10 万円以下である場合（前期基準額がない場合を含みます。）には、提出できないこととされました（法 72①）。

なお、連結納税制度においても同様の措置が講じられています（法 81 の 20①）。

《イメージ図》（①の前期基準額を超える場合（一年決算法人））



〔適用時期〕

平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます（23 年 6 月改正法附則 10）。

3 清算中法人等の株式等に係る評価損の損金不算入

〔制度の概要〕

内国法人の有する資産について、次に掲げる場合には、一定の評価損の額を損金の額に算入することとされています（法 33②③④、令 68、68 の 2）。

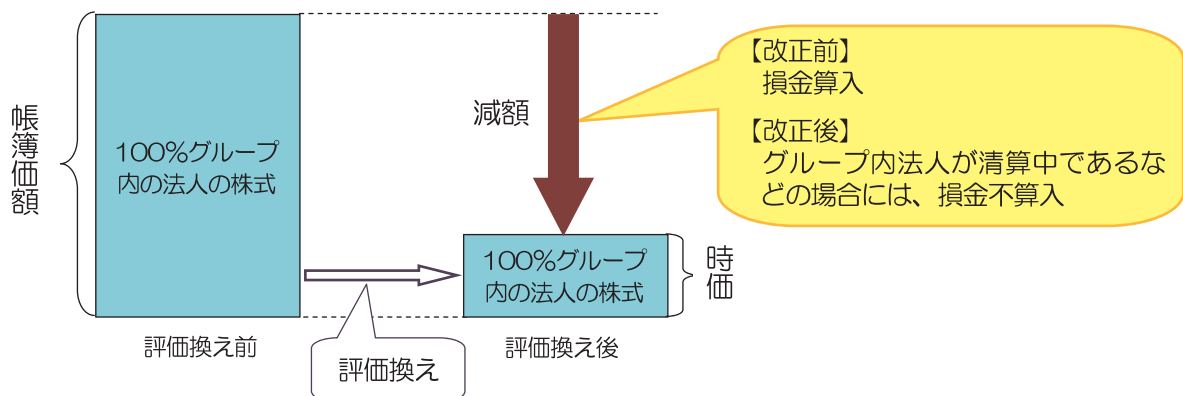
- ① 災害による著しい損傷によりその資産の価額が帳簿価額を下回ることとなったなど一定の事実が生じた場合において、評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したとき
- ② 更生計画認可の決定があったことにより会社更生法等の規定に従って行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合
- ③ 内国法人について再生計画認可の決定など一定の事実が生じた場合において、その資産の価額について一定の評定を行っているとき

〔改正の内容〕

内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で次に掲げるものの株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資については、評価損を損金算入しないこととされました（法 33⑤、令 68 の 3）。

- ① 清算中の内国法人
- ② 解散（合併による解散を除きます。）をすることが見込まれる内国法人
- ③ 内国法人でその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人との間で適格合併を行うことが見込まれるもの

《イメージ図》



〔適用時期〕

平成 23 年 6 月 30 日以後に行う評価換え及び同日以後に生ずる再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる一定の事実について適用されます（23 年 6 月改正法附則 12）。

4 複数の大法人の 100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し

〔制度の概要〕

法人のうち各事業年度終了の時ににおいて一の大法人*との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人については、以下の中小企業向け特例措置の適用がないこととされています。

中 小 企 業 向 け 特 例 措 置

- ① 軽減税率（法 81 の 12、旧法 66、143、措法 42 の 3 の 2、68 の 8）
- ② 特定同族会社の特別税率の不適用（法 81 の 13、旧法 67）
- ③ 貸倒引当金の法定繰入率（旧措法 57 の 10、68 の 59、措令 33 の 9、39 の 86）
- ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度（旧措法 61 の 4、68 の 66）
- ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度（法 80①、81 の 31①、旧措法 66 の 13、68 の 98）

【用語説明】

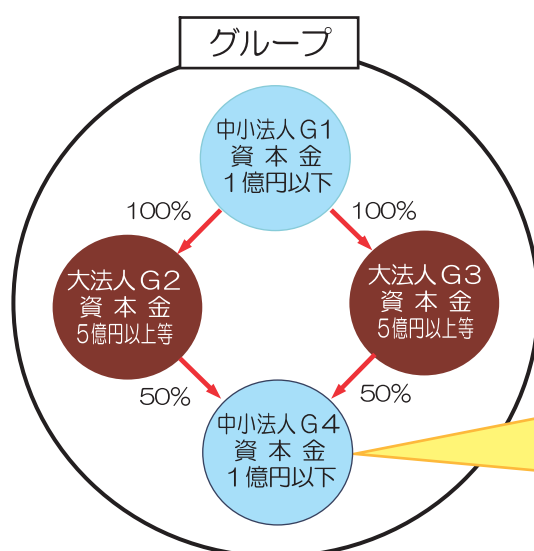
（大法人）

- * 大法人とは、次の法人をいいます（旧法 66⑥二、143⑤二、法令 139 の 6 の 2、189）。
- イ 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人
 - ロ 保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含みます。）
 - ハ 法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人

【改正の内容】

完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人についても中小企業向け特例措置が適用されないこととされました（法 66⑥三、67、80①、81 の 12⑥、81 の 13、81 の 31①、143 ⑤三、措法 42 の 3 の 2、57 の 10①、61 の 4①、66 の 13、68 の 8、68 の 59①、68 の 66①、68 の 98）。

《イメージ図》



【この制度が適用される場面のポイント】

- ・ 中小法人や個人（G1） によって株式の全部を間接的に保有されている
- ・ 複数の大法人（G2、G3） によって株式の全部を直接保有されている

複数の大法人によって株式の全部を保有されている中小法人
 $(G2 + G3 = 100\%)$

【中小企業向け特例】

改正前 ⇨ 改正後
 ○ ⇨ ×

（注） この改正の適用範囲は、複数の大法人の 100%子法人に限られず、例えばその 100%子法人の子法人、孫法人についても適用されます。

【適用時期】

平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 23 年 6 月 30 日前に終了する事業年度を除きます。）の所得に対する法人税について適用されます（23 年 6 月改正法附則 13、16、50、61、71、76）。

VII その他の改正

1 減価償却制度に関する改正

○ 特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 減価償却資産の範囲（法令13ハル、改正法令附則1三）	○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律の改正に伴い、同法に規定する公共施設等運営権が法人税法上の減価償却資産（無形固定資産）とされました。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）の施行の日から施行されます。
(2) 耐用年数の短縮（法令57①⑨⑩、61①、法規17三、18①二、②二、20②一ロ、改正法令附則6②）	○ 耐用年数の短縮特例制度について、減価償却資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間（未経過使用可能期間）を基礎としてその償却限度額を計算することについて所轄国税局長の承認を受けた場合は、その承認に係る未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなすこととされました。 また、その承認を受けた場合、定額法、生産高比例法などによる償却限度額等の計算の基礎となる取得価額には、承認を受けた日の属する事業年度の前事業年度までの償却額の累積額を含まないものとされたほか、所要の整備が行われました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度において平23. 6. 30以後に承認を受ける場合の償却限度額の計算について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度において承認を受けた場合（同日以後に開始する事業年度において平23. 6. 30前に承認を受ける場合を含みます。）の償却限度額の計算については、従来どおり適用されます。
(3) 陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例（旧法令60の2、旧法規20の3、改正法令附則6③）	○ 本制度は廃止されました。	平23. 3. 31以前に開始した事業年度において償却限度額の特例の承認を受けた場合（平23. 4. 1以後に開始する事業年度において平23. 6. 30前に承認を受ける場合を含みます。）の償却限度額の計算については、従来どおり適用されます。
(4) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（措法42の5⑥、68の10⑥）	○ 即時償却に係る措置の適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—
(5) 事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却（措法42の7①、68の12①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
(6) 特定設備等の特別償却 (措法43①表一、68の16①表一、23年6月改正法附則53①、68①) (措令28②、39の46②、旧措規20の6①②、22の30①②、改正措令附則19①、29①) (昭48大蔵省告示第69号、平23財務省告示第220号) (措令28③、39の46③、旧措規20の6③～⑥、22の30③～⑥、改正措令附則19①、29①) (昭48大蔵省告示第69号、平23財務省告示第111号、第220号) (措法43①表二、68の16①表二、23年6月改正法附則53①、68①) (平23国土交通省告示第694号) (昭48大蔵省告示第69号、平23財務省告示第111号、第220号)	○ 公害防止用設備の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 特別償却率が8%(改正前14%)に引き下げられました。 ロ 新增設に係る指定物質等回収設備の適用対象法人が中小企業者等に限定されました。 ハ 対象設備のうち指定物質回収設備がテトラクロロエチレン又は1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタンを活性炭により吸着して回収する設備(指定物質等回収設備)に見直されました。 ニ 対象から除外される更新設備について、所要の見直しが行われました。 ホ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。 ○ 船舶の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものに係る特別償却率が16%(改正前18%)に引き下げられました。 ロ 環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶について、所要の見直しが行われました。 ハ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	平23.6.30以後に取得等をする公害防止用設備について適用され、同日前に取得等をした公害防止用設備については、従来どおり適用されます。 平23.6.30以後に取得等をする指定物質等回収設備について適用され、同日前に取得等をした指定物質回収設備については、従来どおり適用されます。 同上 平23.6.30以後に取得等をする更新設備について適用され、同日前に取得等をした更新設備については、従来どおり適用されます。 — 平23.6.30以後に取得等をする外航船舶について適用され、同日前に取得等をした外航船舶については、従来どおり適用されます。 平23.6.30以後に取得等をする内航船舶について適用され、同日前に取得等をした内航船舶については、従来どおり適用されます。 —

改正事項	改正の内容	適用時期等									
(7) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（措法43の2①、68の17①、23年6月改正法附則53②、68②） （措法43の2①、68の17①）	○ 対象資産の特別償却率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文 化 学 術 研 究 施 設</td><td>16%</td><td>12%</td></tr> <tr> <td>うち建物及びその附属設備</td><td>8%</td><td>6%</td></tr> </tbody> </table> ○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	文 化 学 術 研 究 施 設	16%	12%	うち建物及びその附属設備	8%	6%	平23. 6. 30以後に取得等をする研究施設について適用され、同日前に取得等をした研究施設については、従来どおり適用されます。 —
対 象 資 産	改正前	改正後									
文 化 学 術 研 究 施 設	16%	12%									
うち建物及びその附属設備	8%	6%									
(8) 地震防災対策用資産の特別償却（旧措法44、68の19、旧措令28の4、39の48、旧措規20の8、23年6月改正法附則53③、68③、平23内閣府告示第224号）	○ 本制度は廃止されました。	平23. 6. 30前に取得等をした地震防災対策用資産については、従来どおり適用されます。									
(9) 集積区域における集積産業用資産の特別償却（措法44①、68の20①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—									
(10) 事業革新設備等の特別償却（措法44の2①、68の21①） （措法44の2③、68の21③） （措法44の2、68の21、措令28の6、39の51、措規20の10、22の32、23年6月改正法附則1七、改正措令附則1八、改正措規附則1四）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。 ○ 即時償却に係る措置の適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。 ○ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第48号）の施行に伴い所要の整備が行われました。	— — 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成23年7月1日）から施行されます。									
(11) 共同利用施設の特別償却（措法44の3①、68の24①、23年6月改正法附則53④、68④） （措法44の3①、68の24①）	○ 共同利用施設に係る特別償却率が6%（改正前8%）に引き下げられました。 ○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	平23. 6. 30以後に取得等をする共同利用施設について適用され、同日前に取得等をした共同利用施設については、従来どおり適用されます。 —									
(12) 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（平21農林水産省告示第860号、平23農林水産省告示第1237号）	○ 対象設備からひきうす式及び媒体式の米穀粉製造用粉碎装置が除外されました。	平23. 6. 30以後に取得等をする新用途米穀加工品等製造設備について適用され、同日前に取得等をした新用途米穀加工品等製造設備については、従来どおり適用されます。									

改正事項	改正の内容	適用時期等								
(措法44の4①、68の25①)	○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	—								
(13) 特定高度通信設備の特別償却 (措法44の5、68の26、措令28の8、39の53、措規20の15の2、22の37の2、23年6月改正法附則1十二、53⑤、68⑤、改正措令附則1九、改正措規附則1八)	○ 青色申告書を提出する法人で中小企業者に該当するもののうち電気通信基盤充実臨時措置法に規定する実施計画の認定を受けたものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律 (平成23年法律第59号) の施行の日から平成25年3月31日までの間に、その認定に係る実施計画に記載された特定高度通信設備の取得等をして、過疎地域等一定の地域又は区域内においてその事業の用に供した場合には、その特定高度通信設備の取得価額の15%の特別償却ができる措置が創設されました。	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をする特定高度通信設備について適用されます。								
(14) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (措令28の9⑤一、改正措令附則19②)	○ 対象事業について、次のとおり見直しが行われました。 イ 半島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業に農林水産物等販売業が追加されたほか、過疎地域に類する地区の対象事業から旅館業が除外されました。 ロ 離島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業に情報サービス業等が追加されたほか、対象事業から農林水産物等販売業が除外されました。 ハ 奄美群島に係る措置について、過疎地域に類する地区の対象事業から旅館業が除外されました。 ニ 振興山村に係る措置について、対象事業からソフトウェア業が除外されました。 ○ 離島振興対策実施地域に係る措置について、過疎地域に類する地区の要件が見直されました。	平23. 6. 30以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。 同 上								
(措令28の9⑤三、改正措令附則19②)	ロ 離島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業に情報サービス業等が追加されたほか、対象事業から農林水産物等販売業が除外されました。	同 上								
(措令28の9⑤三、改正措令附則19②)	ハ 奄美群島に係る措置について、過疎地域に類する地区の対象事業から旅館業が除外されました。	同 上								
(措令28の9⑤四、改正措令附則19②)	ニ 振興山村に係る措置について、対象事業からソフトウェア業が除外されました。	同 上								
(措令28の9⑥、改正措令附則19③、平23総務省・農林水産省・国土交通省告示第4号、第5号)	○ 離島振興対策実施地域に係る措置について、過疎地域に類する地区の要件が見直されました。	平23. 6. 30以後にする国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の指定について適用され、同日前にした指定については、従来どおり適用されます。								
(措令28の9①、39の56)	○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	—								
(15) 医療用機器等の特別償却 (措法45の2①、68の29①、旧措令28の10④、39の58④、23年6月改正法附則53⑥、68⑥、平21厚生労働省告示第248号、平23厚生労働省告示第211号)	○ 医療用機器等に係る措置について、対象機器及び特別償却率が次のとおり見直されました。 <table><tr><th>対 象 機 器</th><th>見 直 し の 内 容</th></tr><tr><td>高度・先進医療の提供に資する医療用機器</td><td>① 対象機器から心電図及び顕微鏡が除外されました。 ② 特別償却率が12% (改正前14%) に引き下げられました。</td></tr><tr><td>医療の安全の確保に資する医療用機器</td><td>① 対象機器から次の機器が除外されました。 ・ 生体情報モニタ連動ナースコール制御機 ・ 注射薬自動払出機 ・ 医療情報読取照合装置 ・ 特殊寝台 ② 特別償却率が16% (改正前20%) に引き下げられました。</td></tr><tr><td>新型インフルエンザ対策に資する医療用機器</td><td>対象機器から除外されました。</td></tr></table>	対 象 機 器	見 直 し の 内 容	高度・先進医療の提供に資する医療用機器	① 対象機器から心電図及び顕微鏡が除外されました。 ② 特別償却率が12% (改正前14%) に引き下げられました。	医療の安全の確保に資する医療用機器	① 対象機器から次の機器が除外されました。 ・ 生体情報モニタ連動ナースコール制御機 ・ 注射薬自動払出機 ・ 医療情報読取照合装置 ・ 特殊寝台 ② 特別償却率が16% (改正前20%) に引き下げられました。	新型インフルエンザ対策に資する医療用機器	対象機器から除外されました。	平23. 6. 30以後に取得等をする医療用機器等について適用され、同日前に取得等をした医療用機器等については、従来どおり適用されます。
対 象 機 器	見 直 し の 内 容									
高度・先進医療の提供に資する医療用機器	① 対象機器から心電図及び顕微鏡が除外されました。 ② 特別償却率が12% (改正前14%) に引き下げられました。									
医療の安全の確保に資する医療用機器	① 対象機器から次の機器が除外されました。 ・ 生体情報モニタ連動ナースコール制御機 ・ 注射薬自動払出機 ・ 医療情報読取照合装置 ・ 特殊寝台 ② 特別償却率が16% (改正前20%) に引き下げられました。									
新型インフルエンザ対策に資する医療用機器	対象機器から除外されました。									

改正事項	改正の内容	適用時期等
(旧措法45の2②、68の29②、旧措令28の10⑤～⑦、39の58⑤、旧措規20の17①～③⑤、23年6月改正法附則53⑦、68⑦) (旧措法45の2③、58の29②、旧措令28の10⑧⑨、39の58⑥、旧措規20の17④⑥、22の38、23年6月改正法附則53⑧、68⑧、平23厚生労働省告示第212号) (措法45の2①、68の29①)	○ 本制度のうち、特定増改築施設に係る措置が廃止されました。 ○ 本制度のうち、建替え病院用等建物に係る措置が廃止されました。 ○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	平23. 6. 30前に取得等をした特定増改築施設については、従来どおり適用されます。 平23. 6. 30前に取得等をした建替え病院用等建物については、従来どおり適用されます。 —
(16) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 (措法46の2①②、68の31①②、措令29の2③～⑦、39の60③～⑥、措規20の17、22の38、23年6月改正法附則53⑨、68⑨) (措法46の2①、68の31①)	○ 適用要件に、法定雇用率1.8%を達成している事業主で、基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ、重度障害者割合が50%以上であることが追加され、現行要件との選択適用とされました。 ○ 適用期限が平成26年3月31日まで3年延長されました。	平23. 6. 30以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 —
(17) 障害者対応設備等の特別償却 (旧措法46の2②、68の31②、旧措令29の2③～⑦、39の60③～⑦、旧措規20の18、22の39、23年6月改正法附則53⑩、68⑩)	○ 本制度は廃止されました。	平23. 6. 30前に取得等をした障害者対応設備等については、従来どおり適用されます。
(18) 事業所内託児施設等の割増償却 (旧措法46の4、68の33、旧措令29の3、39の62、旧措規20の19、22の40、23年6月改正法附則53⑪、68⑪、改正措令附則19④、29②、改正措規附則9①、12①)	○ 本制度は廃止されました。	平23. 6. 30前に取得等をした事業所内託児施設等については、従来どおり適用されます。
(19) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却 (措法46の4、68の33、措令29の3、39の62、措規20の19、22の40、	○ 青色申告書を提出する法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において、次世代育成支援対策推進法の次世代育成支援対策に係る基準に適合するものである旨の認定(その期間内において最初に受けるものに限りです。)を受けた場合には、その認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供されているもの(その認定に係る同法の一般事	平23. 4. 1以後に開始する事業年度(平23. 6. 30前に終了する事業年度を除きます。)分の法人税について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等												
23年6月改正法附則50)	業主行動計画の計画期間開始の日からその事業年度終了の日までの期間内に取得等をしたものに限り、その普通償却限度額の32%の割増償却ができる措置が創設されました。													
(20) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却（措法47①、68の34①、措令29の4、39の63、措規20の20、22の41、23年6月改正法附則1九、53⑫⑬、68⑫⑬、改正措令附則1五、19⑤、29③、改正措規附則1五、9②、12②） （措法47①、68の34①）	○ 適用対象となる住宅が、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち一定のものとされるとき、その割増償却率が28%（耐用年数が35年以上であるものについては、40%）とされました。 ○ 適用期限が平成25年3月31日まで3年延長されました。	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日以後に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用され、同日前に取得等をした高齢者向け優良賃貸住宅については、従来どおり適用されます。 —												
(21) 特定再開発建築物等の割増償却（措法47の2①③、68の35①③、措令29の5、39の64、措規20の21、22の42、23年6月改正法附則53⑭、68⑭、改正措令附則19⑥～⑩、29④～⑥、改正措規附則9③、12③） （措法47の2①、68の35①）	○ 対象建築物について、次のとおり見直しが行われました。 <table><tr><th>対象建築物</th><th>見直しの内容</th></tr><tr><td>イ 都市再開発法の施設建築物</td><td>対象建築物が地上階数4以上の中高層耐火建築物である施設建築物に限定されました。</td></tr><tr><td>ロ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物</td><td>事業区域内における一定規模以上の建築物整備要件が必須要件化されました。</td></tr><tr><td>ハ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物</td><td>対象建築物から除外されました。</td></tr><tr><td>ニ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定計画に係る特別特定建築物</td><td>対象建築物から床面積が50,000㎡以上の建築物が除外されました。</td></tr><tr><td>ホ 雨水貯留・利用浸透施設</td><td>浸透性舗装に係る面積要件が5,000㎡以上（改正前3,000㎡以上）に引き上げられました。</td></tr></table> ○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	対象建築物	見直しの内容	イ 都市再開発法の施設建築物	対象建築物が地上階数4以上の中高層耐火建築物である施設建築物に限定されました。	ロ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物	事業区域内における一定規模以上の建築物整備要件が必須要件化されました。	ハ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物	対象建築物から除外されました。	ニ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定計画に係る特別特定建築物	対象建築物から床面積が50,000㎡以上の建築物が除外されました。	ホ 雨水貯留・利用浸透施設	浸透性舗装に係る面積要件が5,000㎡以上（改正前3,000㎡以上）に引き上げられました。	イ、ロ、ニ及びホは、平23. 6. 30以後に取得等をする建築物について適用され、同日前に取得等をした建築物については、従来どおり適用されます。 ハは、平23. 6. 30前に取得等をした建築物については、従来どおり適用されます。 —
対象建築物	見直しの内容													
イ 都市再開発法の施設建築物	対象建築物が地上階数4以上の中高層耐火建築物である施設建築物に限定されました。													
ロ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物	事業区域内における一定規模以上の建築物整備要件が必須要件化されました。													
ハ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物	対象建築物から除外されました。													
ニ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定計画に係る特別特定建築物	対象建築物から床面積が50,000㎡以上の建築物が除外されました。													
ホ 雨水貯留・利用浸透施設	浸透性舗装に係る面積要件が5,000㎡以上（改正前3,000㎡以上）に引き上げられました。													
(22) 倉庫用建物等の割増償却（措法48①、68の36①、措令29の6①、39の65①、旧措規20の22①②、改正措令附則19⑪、平	○ 対象区域について、鉄道貨物駅周辺区域が除外されるとともに、臨港地区の範囲の見直しが行われました。	平23. 6. 30以後に取得等をする倉庫用建物等について適用され、同日前に取得等をした倉庫用建物等については、従来ど												

改正事項	改正の内容	適用時期等
21国土交通省告示第374号、平23国土交通省告示第692号) (措法48①、68の36①)	○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	おり適用されます。 —
(23) 植林費の損金算入の特例 (旧措法52、68の38、旧措令29の7、39の67、旧措規20の23、23年6月改正法附則53⑬、68⑬)	○ 本制度は廃止されました。	平23. 6. 30前に支出した植林費については、従来どおり適用されます。
(24) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例 (措法52の2①、68の40①、措令30、39の69、23年6月改正法附則50、改正措令附則18)	○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却制度等の創設等に伴い、所要の整備が行われました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度 (平23. 6. 30前に終了する事業年度を除きます。) 分の法人税について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度 (同日以後に開始し、かつ、平23. 6. 30前に終了する事業年度を含みます。) 分の法人税については、従来どおり適用されます。
(25) 特別償却等に関する複数の規定の不適用 (措法53①、68の42①、措令32①、39の71①、23年6月改正法附則50、改正措令附則18)	○ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の創設に伴い、所要の整備が行われました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度 (平23. 6. 30前に終了する事業年度を除きます。) 分の法人税について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度 (同日以後に開始し、かつ、平23. 6. 30前に終了する事業年度を含みます。) 分の法人税については、従来どおり適用されます。

2 税額の計算に関する改正

○ 法人税額の特別控除に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例 (措法42の4の2、68の9の2)	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—
(2) 事業基盤強化設備等を取得した場合等	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
の法人税額の特別控除（措法42の7①⑤、68の12①⑤）		
(3) 法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法42の13、68の15の3、措令27の13、39の45の3、23年6月改正法附則50）	○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度等の創設に伴い、所要の整備が行われました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度（平23. 6. 30前に終了する事業年度を除きます。）分の法人税について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度（同日以後に開始し、かつ、平23. 6. 30前に終了する事業年度を含みます。）分の法人税については、従来どおり適用されます。

3 準備金制度に関する改正

○ 準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 特定災害防止準備金（措法55の6①⑨、68の45①⑧）	○ 岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害準備金制度について、適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—
(2) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①、68の64①） （措規21の18の2①、改正措規附則10）	○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。 ○ 対象となる交付金等の範囲について、所要の見直しが行われました。	— 平23. 6. 30以後に交付を受ける交付金等について適用され、同日前に交付を受けた交付金等については、従来どおり適用されます。

4 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例（旧措法64①四、68の70①、23年6月改正法附則56①、72①）	○ 土地等が農地法の規定に基づいて買収され、対価を取得する場合の措置が廃止されました。	平23. 6. 30前に行った土地等の譲渡については、従来どおり適用されます。
(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法	○ 適用対象に、総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する一定の事業の用に供するために土地等を譲渡した場合が追加されました。	総合特別区域法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用さ

改正事項	改正の内容	適用時期等
65の4①十四の二、 68の75①、措令39の 5②、措規22の5① 十八の二、23年6月 改正法附則1十一、 56②、72②、改正措 令附則1七、改正措 規附則1七)		れます。
(3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7①表一、68の78①表一、旧措令39の7②、23年6月改正法附則56③、72③、改正措令附則20①） （措法65の7①表二、68の78①表二、23年6月改正法附則56⑤、72⑤） （旧措法65の7①表七ロ、68の78①表七ロ、旧措令39の7⑤二～八、23年6月改正法附則56⑤、72⑤、改正措令附則20②） （措法65の7①表五、68の78①表五、旧措令39の7⑥二ハ、二、23年6月改	○ 適用対象となる買換えについて、次のとおり見直しが行われました。 イ 既成市街地等からの移転に係る措置（旧1号）について、次の見直しが行われました。 （イ）譲渡資産の範囲から店舗として使用されている建物等が除外されました。 （ロ）買換資産のうち農業及び林業以外の事業の用に供されるものが市街化区域のうち区域区分を定めるものとされている区域内にあるものに限定されました。 ロ 市街化区域又は既成市街地等からの移転に係る措置（旧5号）について、適用対象から林業用土地等の買換えが除外されました。 ハ 誘致区域内への移転に係る措置（旧7号）について、次の区域に係る措置が廃止されました。 （イ）流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区 （ロ）中小企業高度化事業により整備される区域 （ハ）港湾法の臨港地区等の区域 （ニ）卸売市場法の都道府県卸売市場整備計画において近代的な地方卸売市場を開設すべき地区として定められた区域 （ホ）農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域 （ヘ）沖縄県の区域のうち農業振興地域内にある農用地等の区域 （ト）国又は都道府県が行う土地改良法の土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域 （チ）中心市街地の活性化に関する法律の認定中心市街地の区域 ニ 都市開発区域等内への移転に係る措置（旧9号）について、次の見直しが行われました。 （イ）都市開発区域のうち既成市街地等内にある譲渡資産が一定の事務所等として使用されている建物等に限定	平23. 6. 30以後に取得をする資産について適用され、同日前に取得をした資産については、従来どおり適用されます。 同 上 平23. 6. 30以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 同 上 平23. 6. 30前に取得をした資産については、従来どおり適用されます。 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 平23. 6. 30以後に行う資産の譲渡に係る

改正事項	改正の内容	適用時期等
正法附則56⑤、72⑤、改正措令附則20③) (旧措令39の7⑦、改正措令附則20④) (措法65の7①表十、68の78①表十、措令39の7⑨、23年6月改正法附則56③、72③、平23農林水産省・国土交通省告示第3号、平23国土交通省告示第695号) (旧措法65の7①表二～四、八、十一～十三、十六、十八、68の78①表二～四、八、十一～十三、十六、十八、旧措令39の7③④⑧～⑮⑱⑳、39の106②～⑥⑨、23年6月改正法附則56④、72④) (措法65の7～65の9、68の78～68の80)	されました。 (㍑) 対象区域から半島振興対策実施地域として指定された地域及び離島振興対策実施地域として指定された地域が除外されました。 ホ 既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する買換えに係る措置(旧10号)について、都市再開発法の認定再開発事業計画に係る措置が廃止されました。 ヘ 日本船舶から日本船舶への買換えに係る措置(旧19号)について、買換資産について船齢要件(譲渡船舶より新しい船舶を買換えの対象とする要件)が追加されるとともに、環境負荷低減要件の見直しが行われました。 ト 次の買換えに係る措置が廃止されました。 (イ) 大気汚染規制区域からのばい煙発生施設の買換え(旧2号) (㍑) 騒音規制地域からの騒音発生施設の買換え(旧3号) (ハ) 水質汚濁規制水域の特定施設等及び公共用水域の湖沼特定施設等の買換え(旧4号) (ニ) 農村地域工業等導入地区内への買換え(旧8号) (ホ) 市街化区域又は既成市街地等内における建物の高層化に伴う買換え(旧11号) (ヘ) 既成市街地等内における特定民間再開発事業の施行に伴う買換え(旧12号) (ト) 人口集中地区内における木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え(旧13号) (チ) 防災再開発促進地区内における認定建替計画に基づく買換え(旧16号) (リ) 内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え(旧18号) ○ 長期所有の土地等に係る特定の資産の買換えの特例(旧17号)を除き、適用期限が平成26年3月31日まで3年延長されました。	法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 平23.6.30前に取得をした資産については、従来どおり適用されます。 平23.6.30以後に取得をする資産について適用され、同日前に取得をした資産については、従来どおり適用されます。 同上 平23.6.30前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 —
(4) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例(措法65の13①、65の14①、	○ 課税繰延割合が80%(改正前100%)に引き下げられました。	平23.6.30以後に行う所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った所有隣接土地等の譲渡に係

改正事項	改正の内容	適用時期等
68の84①、68の85①、 23年6月改正法附則 56⑥、72⑥) (措令39の9の2 ①、改正措令附則 20⑤) (措法65の13①、68 の84①)	○ 適用対象となる事業用地の区域が都市再生緊急整備地域に限定されました。 ○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	る法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 —

5 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 外国税額控除制度 (法令141③三、改正 法令附則15) (法令142④三、155 の28④三、改正法令 附則2)	○ 複数の税率の中から納税者と外国当局等との合意により税率が決定された税について、最も低い税率を上回る部分は、外国税額控除制度及び内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）等の適用上、外国法人税に該当しないものとされました。 ○ 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課することができることとされる所得（当該租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされる所得を除きます。）で当該条約相手国等において外国法人税を課されるものは、国外所得に該当するものとされました。	平23. 6. 30以後に納付することとなる外国法人税について適用され、同日前に納付することとなった外国法人税については、従来どおり適用されます。 平23. 4. 1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 国外関連者との取引に係る課税の特例 (措法66の4②、68 の88②、23年6月改正 法附則1二、57、 73) (措令39の12、39の 112、措規22の10、22 の74、改正措令1一、 改正措規附則1一)	○ OECD移転価格ガイドラインの改定に伴い、現行の独立企業間価格の算定方法の適用優先順位を廃止し、独立企業間価格を算定するための最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正されました。 ○ 独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、現行の利益分割法の下位分類としてOECD移転価格ガイドラインにおいて認められている算定方法（比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法）が明確にされるなど、所要の整備が行われました。	平23. 10. 1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 平23. 10. 1から施行されます。
(3) 内国法人等に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入 (措法66の6 ③、68の90③、23年 6月改正法附則58、 74)	○ 次のとおり規定の整備が行われました。 イ 株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、事業基準以外の適用除外基準の判定を統括業務により行うことが明確にされました。	内国法人の平23. 4. 1以後に終了する事業年度において合算対象とされる金額（当該特定外国子会社等の平22. 4. 1以後に開始した事業年度に係るものに限り

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法66の6④一、四、68の90④一、四、23年6月改正法附則58、74) (措令39の14②一イ、39の114②一イ、改正措令附則21①、30①)	ロ 資産性所得の基因となる株式等に係る保有割合10%未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前であることが明確にされました。 ハ 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）の計算上、外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等が非課税所得の範囲から除外されるための持株割合要件等が廃止されました。	ます。)について適用され、平23. 4. 1前に終了した事業年度において合算対象とされる金額については、従来どおり適用されます。 同 上
(措令39の14②四、39の114②四、改正措令附則21①、30①) (措令39の15①一、39の115①一、改正措令附則21②、30②)	ニ 外国関係会社の所得の金額が零の場合のトリガー税率の判定は、外国法人税の表面税率により行うことが明確にされました。 ホ 日本税法基準によって特定外国子会社等の合算対象とされる金額を計算する場合には、現物分配に係る課税繰延べ規定の適用はないことが明確にされました。	内国法人の平23. 4. 1以後に終了する事業年度において合算対象とされる金額を計算する場合の外国関係会社の平22. 4. 1以後に開始した事業年度におけるその外国関係会社の判定について適用され、平23. 4. 1前に終了した事業年度において合算対象とされる金額を計算する場合の外国関係会社の判定については、従来どおり適用されます。 同 上
(旧措令39の17の2②、39の117の2②)	ヘ 資産性所得に係る費用の計算について、次の措置が講じられました。 (イ) 利子・配当等の額に対して課される外国源泉税の額は、資産性所得の金額の計算上控除できるよう計算方法が見直されました。	平23. 6. 30以後に現物分配が行われる場合について適用され、同日前に現物分配が行われた場合については、従来どおり適用されます。 —
(措令39の17の2⑨、39の117の2⑨)	(ロ) 債券の償還差益に係る資産性所得の金額から控除する負債利子配賦額を計算する場合には、償還の直前の事業年度終了の時(改正前：償還の直前)の総資産の帳簿価額を用いることとされました。	—
(措令39の17の2⑪～⑭、39の117の2⑩～⑬)	(ハ) 株式等及び債券の譲渡に係る資産性所得の金額の計算上控除する取得価額について、その計算方法(移動平均法等により計算)が明確にされました。	—

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等						
(措令39の17の2⑯～⑲、39の117の2⑮～⑱) (措令39の17の2⑳㉑、39の117の2⑲㉒、改正措令附則21③、30③)	(二) 特許権等の使用料等に係る資産性所得の金額の計算上控除する特許権等に係る減価償却費は、継続適用を要件として、日本税法基準又は現地税法基準のいずれかにより計算することが明確にされました。 ト 資産性所得合算課税制度における次の適用除外基準について、それぞれ次の明確化が行われました。 <table><tr><th>適 用 除 外 基 準</th><th>明 確 化 の 内 容</th></tr><tr><td>資産性所得割合基準(当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること)</td><td>「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないこと</td></tr><tr><td>収入金額基準(資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること)</td><td>「収入金額」の定義を明確化(償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等)</td></tr></table>	適 用 除 外 基 準	明 確 化 の 内 容	資産性所得割合基準(当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること)	「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないこと	収入金額基準(資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること)	「収入金額」の定義を明確化(償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等)	— 内国法人の平23. 4. 1以後に終了する事業年度に係る部分適用対象金額について適用され、同日前に終了した事業年度に係る部分適用対象金額については、従来どおり適用されます。
適 用 除 外 基 準	明 確 化 の 内 容							
資産性所得割合基準(当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること)	「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないこと							
収入金額基準(資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること)	「収入金額」の定義を明確化(償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等)							
(4) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等の益金算入 (措法66の9の2、68の93の2、措令39の20の6、39の120の6、23年6月改正法附則59、75、改正措令附則22、31)	○ (3)と同様の改正(適用除外基準の判定に係る見直しを除きます。)が行われました。	(3)の適用時期等と同様となります。						

6 その他の改正

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 適格現物出資の定義 (法2十二の十四、法令4の3⑨、23年6月改正法附則11)	○ 外国法人が内国法人に対して国外にある資産等の移転を行う現物出資が適格現物出資に該当しないこととされました。	平23. 6. 30以後に行われる現物出資について適用され、同日前に行われた現物出資については、従来どおり適用されます。
(2) 収益事業の範囲 (法令5①三八、改正法令附則1二、3)	○ 収益事業から除外されている独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う金銭貸付業の範囲に、総合特別区域法の規定による市町村に対して行う金銭貸付業が追加されました。	総合特別区域法の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 利益積立金額 (法令9①二、改正法令附則4①)	○ 適格合併により引き継ぐ利益積立金額について所要の整備が行われました。	平23. 6. 30以後に行われる適格合併について適用され、同日前に行われた適格合併については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法令9②二、改正法令附則4②) (法令9④一、二、改正法令附則4③)	○ 清算中法人等に係る株式評価損が損金不算入とされたことに伴い、所要の整備が行われました。 ○ 投資簿価修正を行う譲渡等修正事由がみなし配当事由である場合の既修正等額について、所要の整備が行われました。	平23. 6. 30以後にする評価換えについて適用され、同日前にした評価換えについては、従来どおり適用されます。 平23. 6. 30以後にみなし配当事由が生ずる場合に適用され、同日前にみなし配当事由が生じた場合については、従来どおり適用されます。
(4) 寄附金の損金算入限度額 (法令73②十の二、十の三、155の13②七の二、七の三、改正法令附則1二、四)	○ 寄附金の損金算入限度額の計算における所得の金額の計算上、適用しないこととされる規定に次の規定が追加されました。 イ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例 ロ 認定研究開発事業法人等の課税の特例	総合特別区域法の施行の日から施行されます。 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から施行されます。
(5) 適格合併等による欠損金の引継ぎ等 (法令112④、改正法令附則7①)	○ 適格合併等に伴う欠損金の引継ぎ制限措置について、所要の見直しが行われました。	平23. 6. 30以後に行われる適格合併について適用され、同日前に行われた適格合併については、従来どおり適用されます。
(6) 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例 (法令113⑤、改正法令附則7②) (法令113⑥、法規26の4②一、37の3、改正法令附則7②、改正法規附則3、6)	○ 一定の適格分割等が行われた場合で、分割承継法人等の欠損金額の切捨額を移転時価資産価額及び移転簿価資産価額によるときのその算定の対象となる資産から、自己の株式又は出資が除かれました。 ○ 一定の適格分割等により移転を受けた資産が自己の株式又は出資のみである場合には、確定申告書への明細書の添付等を要しないこととされました。	平23. 6. 30以後に行われる一定の適格分割等について適用され、同日前に行われた一定の適格分割等については、従来どおり適用されます。 同 上
(7) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入 (法59③、法令118、23年6月改正法令附則10)	○ 法人が解散した場合の期限切れ欠損金の損金算入制度において、マイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とすることとされました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(8) 短期売買商品の単位当たりの帳簿価額の算出及びその選定の手続 (法令118の6②、改正法令附則8)	○ 清算中法人等に係る株式評価損が損金不算入とされたことに伴い、所要の整備が行われました。	平23. 6. 30以後に行われる評価換えについて適用され、同日前に行われた評価換えについては、従来どおり適用されます。
(9) 有価証券の取得価額 (法令119①九、十一、改正法令附則9①)	○ 完全支配関係のある法人間で行われた非適格株式交換等で、株式以外の資産が交付されないものにより取得をした完全子法人株式の取得価額については、適格株式交換等により取得をした株式の取得価額と同様とされました。	平23. 6. 30以後に行われる株式交換又は株式移転により取得をする有価証券につ

改正事項	改正の内容	適用時期等
		いて適用され、同日前に行われた株式交換又は株式移転により取得をする有価証券については、従来どおり適用されます。
(10) 移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例（法令119の3①、改正法令附則9②）	○ 清算中法人等に係る株式評価損が損金不算入とされたことに伴い、所要の整備が行われました。	平23. 6. 30以後に行われる評価換えについて適用され、同日前に行われた評価換えについては、従来どおり適用されます。
(11) 外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による換算（法令122の2、改正法令附則10）	○ 清算中法人等に係る株式評価損が損金不算入とされたことに伴い、所要の整備が行われました。	平23. 6. 30以後に行われる評価換え等について適用され、同日前に行われた評価換え等については、従来どおり適用されます。
(12) 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（法令122の12①五、改正法令附則11）	○ 連結法人との間に完全支配関係がある清算中の内国法人など一定の内国法人の株式又は出資で、その価額が帳簿価額に満たないものが、時価評価資産から除外される資産に追加されました。	平23. 6. 30以後に終了する連結開始直前事業年度又は他の内国法人の同日以後に終了する連結加入直前事業年度終了の時に有する資産について適用されます。
(13) 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例（法令123の9⑦⑧、改正法令附則12）	○ 一定の適格分割等が行われた場合で、特定保有資産の譲渡等損失額の損金不算入額を移転時価資産価額及び移転簿価資産価額によるときのその算定の対象となる資産から、自己の株式又は出資が除かれました。	平23. 6. 30以後に行われる一定の適格分割等について適用され、同日前に行われた一定の適格分割等については、従来どおり適用されます。
(14) 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益（法令123の11①五、改正法令附則13）	○ 清算中法人等に係る株式評価損が損金不算入とされたことに伴い、所要の整備が行われました。	平23. 6. 30以後に行われる非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の有する資産について適用されます。
(15) 確定申告書等の添付書類（法規33一、35二、37の10一、37の12二、37の17二、61②一、改正法規附則2、5、7、8）	○ 確定申告書等の添付書類に、過年度事項の修正の内容を記載した書類を追加することとされました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度（平23. 6. 30前に終了する事業年度を除きます。）の確定申告書等について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度（同日以後に開始し、かつ、平23. 6. 30前に終了する事業年度を含みます。）の確定申告書等については、従来どおり適用されます。
(16) 会社更生等による債務免除等があった	○ 更生手続開始の決定があった場合又は再生手続開始の決定等の事実が生じた場合（一定の評定を行う場合に限りま	連結親法人事業年度が平23. 4. 1以後に

改正事項	改正の内容	適用時期等
場合の欠損金の損金算入額の計算（法令155の2②、改正法令附則16）	す。）に損金算入の対象となる欠損金額から期限内の連結欠損金個別帰属額を控除しないこととされました。	開始する連結事業年度（平23. 6. 30前に終了する連結事業年度を除きます。）分の法人税について適用され、連結親法人事業年度が平23. 4. 1前に開始した連結事業年度（連結親法人事業年度が同日以後に開始し、かつ、平23. 6. 30前に終了する連結事業年度を含みます。）分の法人税については、従来どおり適用されます。
(17) 個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用（法令155の6）	○ 個別益金額又は個別損金額を計算する場合の届出等の手続について所要の整備が行われました。	—
(18) 連結欠損金の繰越し（法81の9⑤四、法令155の20⑨、23年6月改正法附則14）	○ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用により損金算入される金額がある連結事業年度（以下「適用連結事業年度」といいます。）以後の各連結事業年度においては、適用連結事業年度終了の日の属する連結親法人事業年度開始の日前7年以内に開始した各連結事業年度において生じたその適用に係る連結法人の連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額のうち当該損金算入される金額から成る部分の金額は、ないものとされました。	連結親法人の平23. 4. 1以後に開始する適用連結事業年度（平23. 6. 30前に終了する適用連結事業年度を除きます。）の連結所得に対する法人税について適用されます。
(19) みなし連結欠損金額の帰属連結事業年度等（法令155の19⑦、改正法令附則17①）	○ 適格合併等に伴う欠損金の引継ぎ制限措置について、所要の見直しが行われました。	平23. 6. 30以後に行われる適格合併について適用され、同日前に行われた適格合併については、従来どおり適用されます。
(20) 連結欠損金個別帰属額等（法令155の21②六、⑤、改正法令附則2）	○ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の規定により損金算入された金額のうち、ないものとされた連結欠損金額は法人税法第59条の適用に係る連結法人の連結欠損金個別帰属額から控除することとされました。	(18)と同様となります。
(21) 確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付（法133②、23年6月改正法附則1三ロ、15）	○ 更正等による所得税額等の還付金に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日（更正の請求に基づく更正である場合には、更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日）までの期間を除外することとされました。	平24. 1. 1以後に支払決定又は充当をする還付金に係る還付加算金について適用されます。ただし、その還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、従来どおり適用されます。
(22) 確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付（法134②④、法令174②、23年6月改正法附則1三ロ、15、改正法令附則1一）	○ 更正等又は決定による中間納付額の還付金に係る還付加算金の計算期間について、次のとおり見直しが行われました。 イ 更正等（ロに該当する場合の更正を除きます。）により中間納付額の控除不足額が増加した場合の還付金について、確定申告書の提出期限の翌日から更正等の日の翌日以後1月を経過する日（更正の請求に基づく更正である場合には、更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日）と還付金の支払決定日（又は充当日）とのいずれか早い日ま	平24. 1. 1以後に支払決定又は充当をする還付金に係る還付加算金について適用されます。ただし、その還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、従来どおり適用

改正事項	改正の内容	適用時期等
	での期間が還付加算金の計算期間から除外されました。 ロ 国税通則法第25条の規定による決定に係る更正（更正の請求に基づく更正を除きます。）により中間納付額の控除不足額が増加した場合の還付金について、その更正が後発的事由に基づき行われた更正である場合には、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日と還付金の支払決定日（又は充当日）とのいずれか早い日までの期間が還付加算金の計算期間から除外されました。	されます。
(23) 国内源泉所得に係る所得の金額の計算 （旧法令188①十八、改正法令附則19） （法2十二の十四、法令4の3⑨、23年6月改正法附則11）	○ 外国法人の日本支店が内国法人に対して行う現物出資に係る課税繰延べ要件について、事業継続要件及び株式管理要件が廃止され、適格現物出資については課税繰延べできるととされました。 また、この改正に伴い、現物出資後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合の取戻し課税が廃止されました。	外国法人が平23. 6.30前に行った現物出資については、従来どおり適用されます。
(24) 罰則（法159③④、163①②、23年6月改正法附則1一ロ、92）	○ 確定申告書等をその提出期限までに提出しないことにより法人税を免れた者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされました。	平23. 8.30以後にした行為について適用され、同日前にした行為については、従来どおり適用されます。
(25) 中小企業等の貸倒引当金の特例（措法57の10③、68の59③）	○ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額に係る割増措置について、適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—
(26) 商工組合等の留保所得の特別控除（措法61①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—
(27) 技術研究組合の所得計算の特例（措令39の21、改正措令附則23） (措法66の10①、68の94)	○ 対象となる試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備が除外されました。 ○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	平23. 6.30以後に技術研究組合法により賦課する金額をもって取得又は製作をする試験研究用資産について適用され、同日前に同法により賦課した金額をもって取得又は製作をした試験研究用資産については、従来どおり適用されます。 —
(28) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（措令39の22②十三、措規22の11の3、改正措令附則24）	○ 適用対象業務に独立行政法人農畜産業振興機構が行う豚肉の取引価格の低下により生ずる損失を補填するための業務に係る基金に係る業務が追加されました。	平23. 6.30以後に支出する負担金について適用されます。
(29) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（旧措令39の23⑰、措令39の23①一、③⑰、措規22の12⑥、改正措令附則25）	○ 認定特定非営利活動法人の認定要件等について、次の改正が行われました。 イ パブリック・サポート・テスト要件に、従来の判定基準（イ）に加え、新たに（ロ）及び（ハ）の基準が追加され、これら3つの基準を選択適用できるととされました。 （イ）実績判定期間内における総収入に占める寄附の割合が5分の1（20%）以上であること （ロ）実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること	平23. 6.30以後の認定申請から適用され、同日前に行った認定の申請については、従来どおり適用されます。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(措法66の11の2⑩⑪、23年6月改正法附則60)	(ハ) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に条例において指定した特定非営利活動法人であること ロ 初回の認定申請におけるパブリック・サポート・テスト要件等の実績判定期間が2年とされました。 ハ 小規模法人の特例措置について、適用期限の定めがなくなりました。 ○ 認定特定非営利活動法人の認定が取り消された場合、みなし寄附金の額の損金算入額の合計額について取戻し課税を行うこととされました。 なお、認定特定非営利活動法人制度に係る改正の詳細は「認定特定非営利活動法人制度改正のあらまし(平成23年7月)」(パンフレット)をご確認ください。	同 上 — 平23. 6. 30以後に開始する事業年度において損金算入したみなし寄附金について適用されます。
(30) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例 (措法67の3①、68の101①、措規22の16①、22の78、23年6月改正法附則62、77)	○ 免税対象肉用牛の要件について、次のとおり見直しが行われました。 イ 免税対象牛の売却頭数要件の上限が年間1,500頭(改正前は年間2,000頭)に引き下げられました。 ロ 免税対象牛の範囲から売却価額80万円以上(改正前は100万円以上)の交雑牛が除外されました。 ○ 適用期限が平成27年3月31日まで3年延長されました。	平24. 4. 1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 —
(31) 特定目的会社に係る課税の特例 (措令39の32の2、措規22の18の4①、改正措令附則26、改正措規附則11)	○ 特定目的会社に係る課税の特例について次の改正が行われました。 イ 機関投資家の範囲に海外年金基金(届出時における純資産額が100億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行ったもの)に限り、追加されました。 ロ 2以上の種類の優先出資を発行する場合における国内募集割合を50%超とする要件に係る資産流動化計画への記載又は記録については、それぞれの種類の優先出資ごとに行う旨を明らかにする改正が行われました。	特定目的会社の平23. 6. 30以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、特定目的会社の同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上
(32) 投資法人に係る課税の特例 (措令39の32の3③、措規22の18の4①、改正措令附則27)	○ 投資法人に係る課税の特例について次の改正が行われました。 イ 機関投資家要件について、(31)と同様の改正が行われました。 ロ 導管性要件について、投資口に係る国内募集割合を50%超とする要件に係る規約への記載又は記録を、発行をした投資口の合計で行うこととされました。	(31)の適用時期等と同様となります。 投資法人の平23. 6. 30以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、投資法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(33) 振替国債の利子等の非課税等 (措法67の17⑦⑧、措令39の33の3⑧⑨、23年6月改正法附則63)	○ 外国法人が支払を受ける証券貸借取引(担保付)に係る担保金利子及び貸借料等について法人税が非課税とされました。	外国金融機関等が平23. 6. 30以後に開始する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける特定利子及び貸借料等について適用され、外国金融機関等に該当する外国法人が同日

改正事項	改正の内容	適用時期等
		前に開始した債券現先取引につき支払を受ける特定利子については、従来どおり適用されます。
(34) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例（旧措法68の2②、旧措令39の34の2②③、旧措規22の19の5②、23年6月改正法附則64）	○ 共済事業を行う消費生活協同組合等の共同現物出資に係る措置が廃止されました。	平23. 6. 30前に行った共同事業現物出資については、従来どおり適用されます。
(35) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例（措令39の35の2③、措規22の18の4①、改正措令附則28）	○ 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例について次の改正が行われました。 イ 機関投資家要件について、(31)と同様の改正が行われました。 ロ 2以上の種類の受益権が募集される場合における国内募集割合を50%超とする要件に係る資産信託流動化計画への記載については、それぞれの種類の受益権ごとに行う旨を明確化することとされました。	(31)の適用時期等と同様となります。 受託法人の平23. 6. 30以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、受託法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(36) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（措法68の4）	○ 適用期限が平成26年3月31日まで3年延長されました。	—